

特別養護老人ホームの生活相談員における ソーシャルワークとケアワークの関係性に関する研究

○ 大阪市立大学大学院後期博士課程 氏名 上田正太 (007439)

岡田 進一 (大阪市立大学大学院・01746)

キーワード3つ：生活相談員、ソーシャルワーク、ケアワーク

1. 研究目的

特別養護老人ホーム（以下、特養）に配置が義務づけられている職種の一つに、生活相談員（以下、相談員）がある。相談員は、配置が義務づけられて相当の年月が経過しているものの、その実践力の乏しさが問われて久しい状況にある。実践力が向上しない背景には、相談援助職の実践基盤となる理論形成が未成熟で、そもそも相談員が何をすべき存在なのか、確立していないことに要因があるとの指摘がある（白澤 2004：16）。

相談員に限らず、施設の相談援助職の実践については、ソーシャルワークとケアワークの関係を中心に、研究者間で様々な主張があり、未だ議論がまとまっていない現状がある。このように未だ実践論が確立されていない背景には、ソーシャルワークとケアワークを全く別の概念として扱う米国の影響を強く受ける日本の社会福祉に関する制度や教育が、施設実践のあるべき姿について、必ずしも詳細な検討を行ってこなかったことも一因にある。施設実践については、利用対象者が児童、障害者、あるいは高齢者と幅広く、実践対象となる利用者のニーズも、各々異なるが、必ずしも援助対象個々の具体的な実践内容の検討に至っていないことも、実践論が確立されない理由として考えられる。

本研究では、これらの施設実践概念確立に至らない背景を踏まえ、特養相談員に焦点を絞り、先行研究で各々その構造が確認されてきたソーシャルワーク実践尺度、及びケアワーク実践尺度を活用し、両実践の関係性について検討することとする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、2010年12月現在でWAMネットに登録のある近畿2府4県に所在する全ての特養合計977ヶ所に調査票を郵送し、所属する相談員のうち1名に回答を依頼し、2011年1月8日～2月11日にかけて実施した調査に基づくデータをもとに分析を行う。485通（回収率：49.6%）を回収し、欠損値のない415名分を（調査対象者の42.4%、回答者の85.5%）分析対象とした。

本研究においては、先行研究にて各々その構造が確認された「苦情等相談対応実践」「入所入院対応実践」「計画評価実践」「連携調整実践」「施設運営実践」の5領域を下位概念に置いたソーシャルワーク実践、及び「身体介護補助」「生活環境調整」「社会支援」「日常情緒支援」という4領域を下位概念に置いたケアワーク実践の両実践を上位概念とした2

因子二次因子斜交モデルを推定し、適合度を検討することとした。

3. 倫理的配慮

回答は統計的に処理し個人や事業所を特定しないこと、研究以外の目的で使用しないことを文章にて明記した。また、大阪市立大学大学院生活科学研究科の倫理審査委員会から承認を受けた。

4. 研究結果

相談員実践におけるソーシャルワークとケアワークの関係性を検証することを目的とした2因子二次因子斜交モデルについて、構造方程式モデリングを用いて確認的因子分析を実施したところ χ^2 値=1049.425, $df=314$, CFI=0.949、TLI=0.943、RMSEA=0.075と統計的な許容水準を満たした(図4)。

5. 考察

今回、相談員における固有性の高いソーシャルワーク実践と同時にケアワーク実践を行っている実情が確認されたが、その意義は大きく3つあると考える。まず一つ目は、ケアワークを通じた利用者要望の把握を行い、自らのソーシャルワーク実践に活かすということである。認知症や高次脳機能障害を帯びた利用者におけるこういった多角的な状況把握には、やはり直接的に利用者に密着したケアワーク対応が必要になると考えられ、またそういったケアワーク実践を通じた利用者の機能障害、活動制限、参加制約の直接的な把握が、その固有業務であるソーシャルワーク実践の専門性をより高めるものと考えられる。

両実践を行っている二つ目の意義は、利用者の重度化に伴い繁忙を極める介護職員(越谷 2008)と異なる位置づけで、相談員が介護現場で直接利用者支援に当たることができるという点である。客観的な立場で対応できる相談員が介護現場で直接利用者支援に当たることによって、利用者の声にならないニーズに気づき、介護職員の目の行き届かない可能性のある居室の環境調整や生活の潤いを感じて頂けるような社会支援、あるいは情緒支援といった単なる介護職員の補完的役割を超えた相談員としてのケアワーク実践を果たすことができると考える。

更に両実践を行う三つ目の意義として言えるのが、介護職員との連続性の確保である。様々な職種が入り混じる特養において、利用者の日常生活を支援するという共通の目標を達成するうえにおいては、相談員がケアワークを担うことで、職種による分断の無い、また生活の全体像を踏まえた支援の構築が実現できると考える。

利用者への直接的ケアワークを担いつつ、相談援助からアドミニストレーションに至るソーシャルワークを行うといった相談員実践を明確化し、重篤な要介護高齢者を援助対象とする相談員実践のあるべき姿を確認した本研究の意義は大きい。